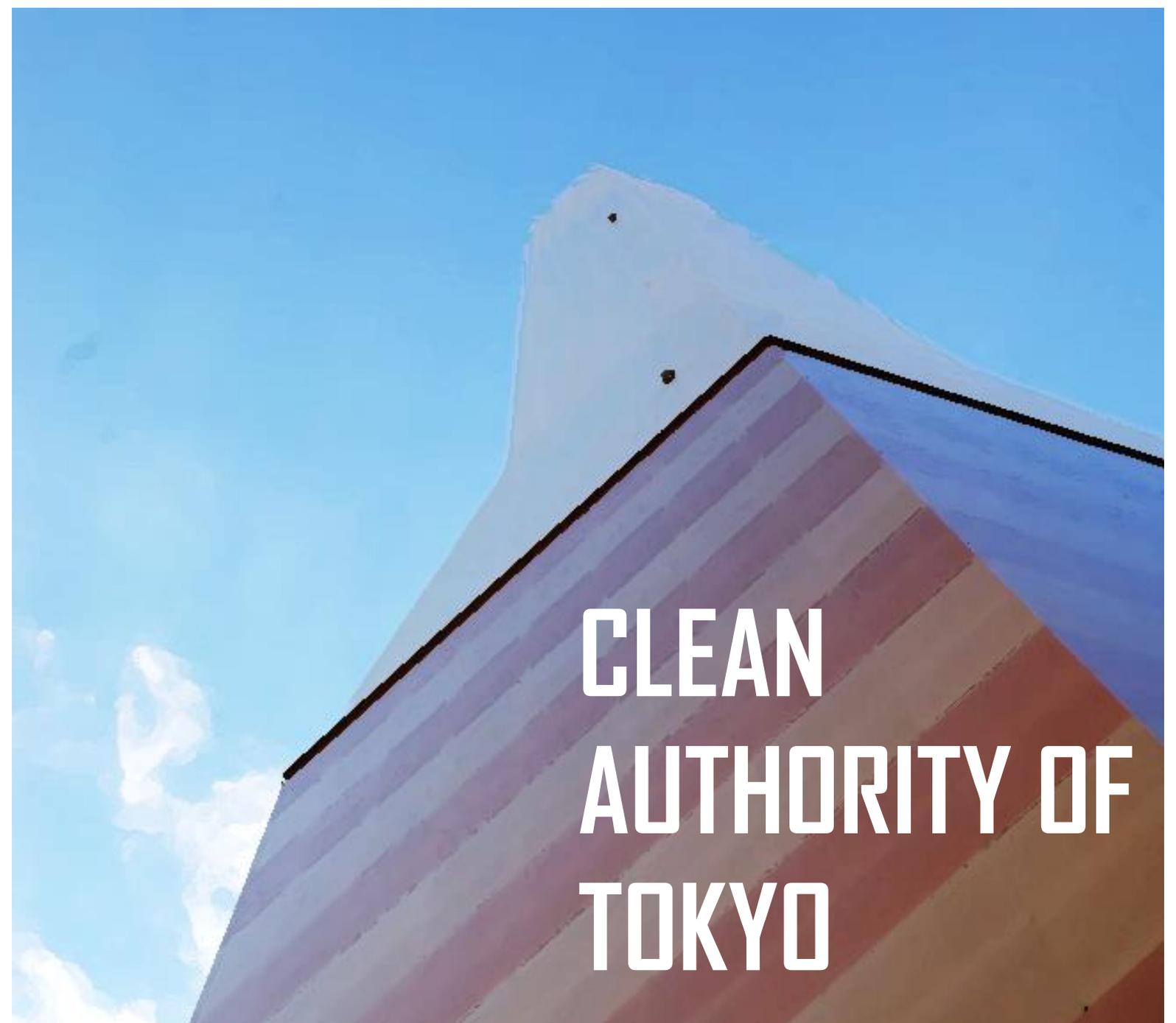


令和7年度

東京二十三区清掃一部事務組合

— 循環型社会づくりの一翼を担う —



CLEAN
AUTHORITY OF
TOKYO



Clean Authority of TOKYO

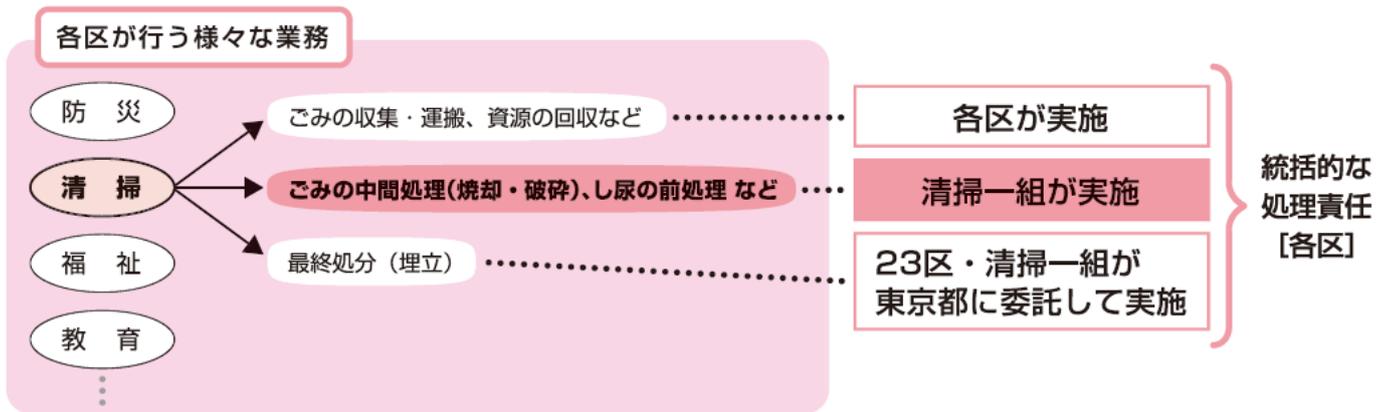
設置の経緯・目的

清掃事業は、ごみの収集・運搬、中間処理(焼却や破碎など)及び最終処分(埋立)の過程からなり、市町村等の基礎的な自治体の事務とされていますが、23区部では東京都が行っていました。

23区と東京都は、長年にわたり、23区の自主性の強化、東京都のより広域的な立場からの大都市行政といった観点から、お互いの在り方・制度について議論を重ねてきました。その結果、都区制度を見直す機運が醸成され、平成10年の地方自治法等の改正により、23区は「基礎的な自治体」として位置付けられ、財政自主権の強化等が図られるとともに、住民に身近なサービスである清掃事業が平成12年4月1日、東京都から23区に移管されました。

平成12年4月以降、ごみの収集・運搬から中間処理及び最終処分までが23区の事務(統括的な処理責任)となり、収集・運搬は各区が実施することとしましたが、中間処理は処理施設がない区がある、また、より効率的な処理を行う、といった理由から23区が共同で処理することとなりました。「清掃一組」は、この共同処理を行うため、地方自治法に基づき、23区の総意により設置された特別地方公共団体です。

なお、最終処分は、23区と清掃一組が、処分場を設置・管理する東京都に委託して実施しています。



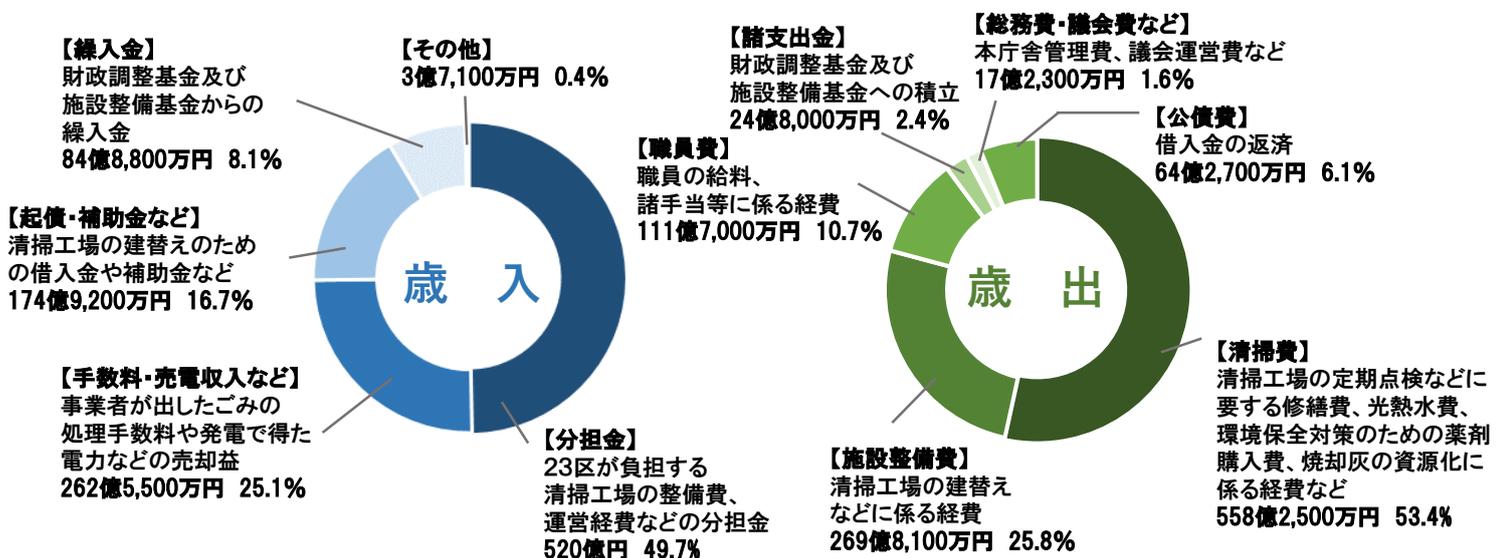
組織・職員数

清掃一組は、本庁(総務部、清掃事業国際協力室、施設管理部、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局)及び事業所(清掃工場、中防処理施設管理事務所)で構成されています。

令和7年4月1日現在の職員数は1,153人(現員数)です。

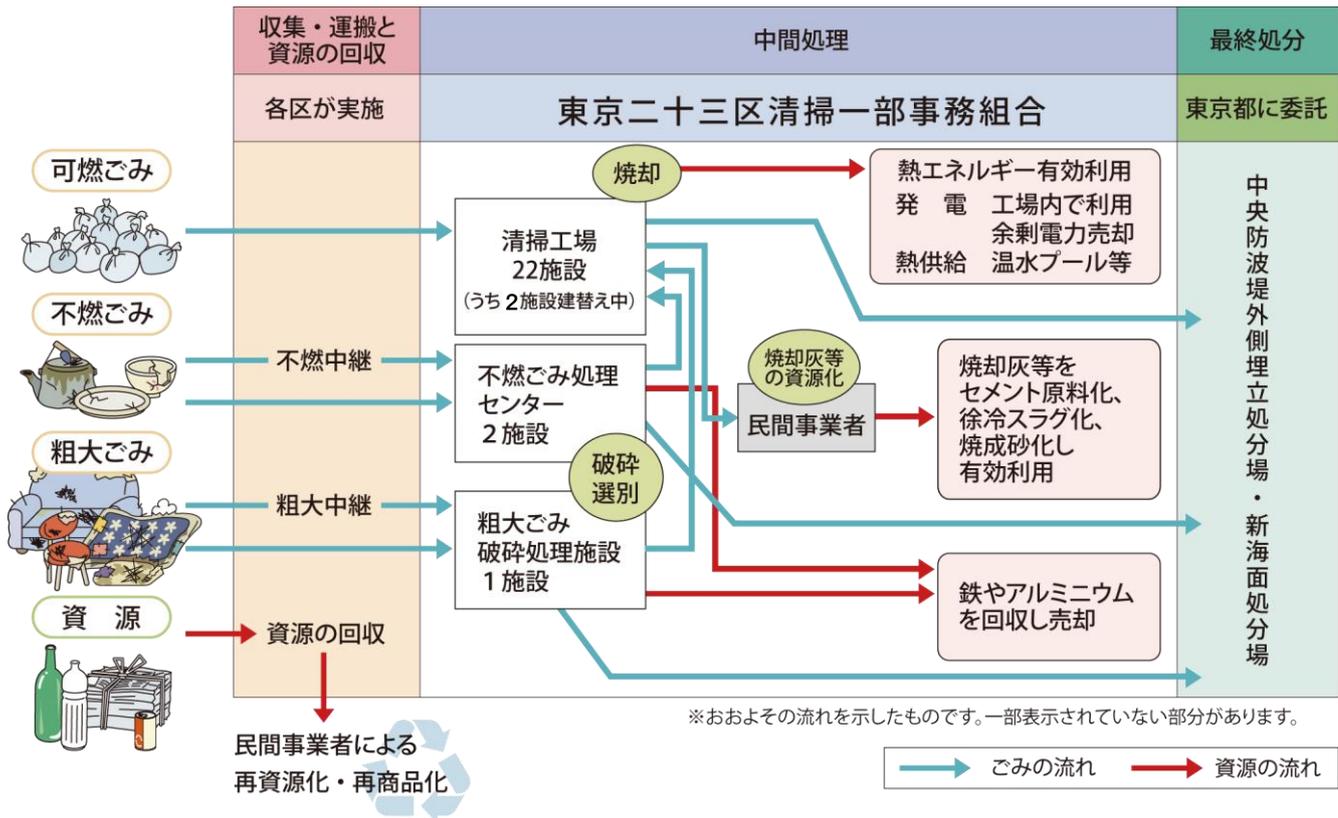
予算

令和7年度 当初予算額 1,046億600万円



ごみ処理の流れ

令和7年4月現在



※おおよその流れを示したものです。一部表示されていない部分があります。

可燃ごみの処理

清掃工場の役割と仕組み

可燃ごみは、令和7年4月現在、22施設(うち2施設建替え中)で安全かつ安定的に効率よく焼却処理します。ごみを焼却することで、ばい菌や害虫、においの発生などを防ぎ、衛生的な環境を保つことができます。



ごみバンカ



焼却炉内部



中央制御室



※処理の流れは工場によって異なります。

環境対策

清掃工場では、ごみを処理する過程で発生する有害物質や臭気などを抑制または除去するため、様々な対策を行っています。

(A)ばいじん(すすや燃えかす)

ろ過式集じん器のろ布で排ガスから除去します。

(B)ダイオキシン類

ごみを800℃以上の高温で焼却することで発生を抑制し、減温塔で排ガスを急冷して再合成を防止します。また、ろ過式集じん器では、ばいじんとともにろ布で除去し、触媒反応塔では、触媒の働きによって分解します。

(C)水銀

ろ過式集じん器では、活性炭に吸着させ、洗煙設備では、液体キレートにより除去します。

(D)塩化水素・硫黄酸化物

ろ過式集じん器では、消石灰を吹き込み、洗煙設備では、苛性ソーダ溶液と反応させ、除去します。

(E)窒素酸化物

触媒反応塔では、触媒の働きによりアンモニアと反応させて、分解します。

(F)臭気

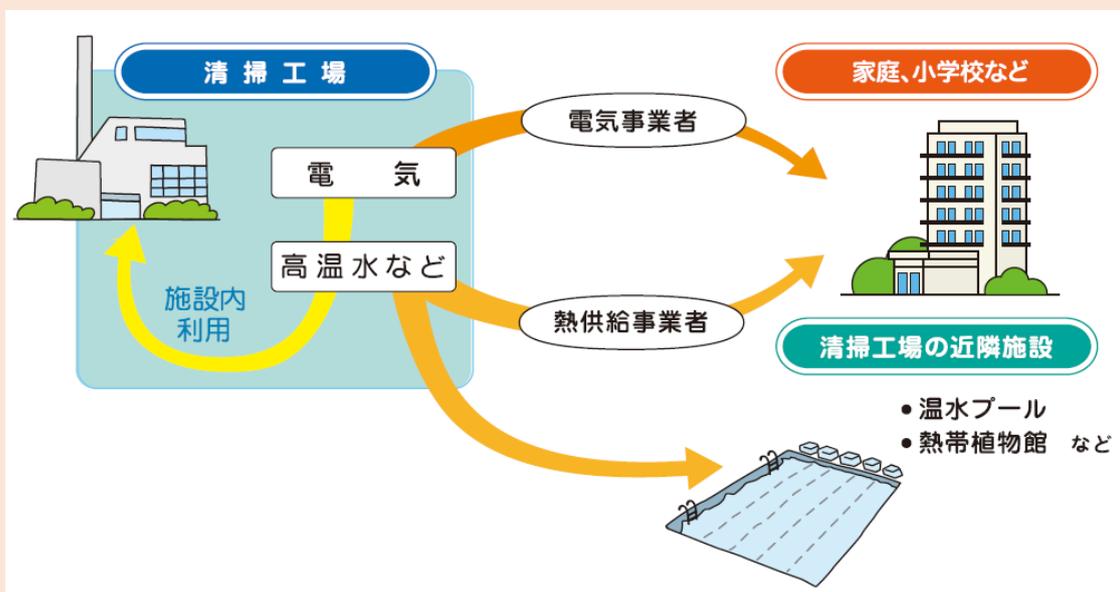
ごみバンク内の空気を焼却炉に送り、臭気成分を焼却・分解します。また、プラットホーム出入口のエアカーテンや消臭剤の噴霧により悪臭が外に出ないように工夫しています。

(G)汚水

清掃工場から発生する汚水は、汚水処理設備で下水排除基準を満たすように処理してから、下水道に放流します。

熱エネルギーの回収・有効利用

清掃工場では、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを発電や熱供給に有効利用します。



焼却灰等の資源利用



焼却灰輸送用鉄道コンテナ

再生可能エネルギーの活用



太陽光発電パネル(大田清掃工場)

緑化の推進



屋上緑化(板橋清掃工場)

清掃工場で発生した焼却灰や飛灰を民間の資源化施設まで運搬し、セメントや徐冷スラグ、焼成砂の原料として有効利用します。

令和6年度は約101,990トンの焼却灰等を資源として有効利用しました。

不燃ごみの処理

不燃ごみは、2施設(江東区海の森・大田区京浜島)の不燃ごみ処理センターで処理します。破碎機で細かく砕き、資源(鉄とアルミニウム)を回収しています。

処理した後の不燃物は埋立処分し、可燃系残さは清掃工場で焼却処理します。



回収した鉄



回収したアルミ

粗大ごみの処理

粗大ごみは、江東区海の森にある粗大ごみ破碎処理施設で処理します。破碎機で細かく砕き、資源(鉄)を回収しています。

処理した後の不燃系残さは埋立処分し、可燃系残さは清掃工場で焼却処理します。



破碎機の内部



破碎後の粗大ごみ

二次電池による火災

リチウムイオン電池などの二次電池や、スプレー缶などの発火に起因する火災が増えており、施設の稼働やごみの搬入等に大きな被害が生じています。

お住まいの区の分別方法に従い、適切な分別・回収にご協力をお願いします。



中防不燃ごみ処理センターでの火災



粗大ごみ破碎処理施設での火災

し尿等の処理

一般家庭のくみ取りし尿や浄化槽汚泥等は、品川清掃作業所において固形物を取り除くなど一定の処理を加えた上、排水の希釈を行い下水排除基準を満たす水質にして下水道に放流しています。



品川清掃作業所



バキューム車

施設整備

清掃工場の耐用年数は25年から30年程度としていますが、延命化を導入する施設については、40年程度を目標としています。ごみの安定的かつ効率的な処理が行えるよう、将来のごみ量推計を基に、財政負担の低減や工事期間が集中しないよう配慮しながら、計画的な施設整備を進めています。また、周辺地域の環境対策や選別精度の向上による最終処分量の削減を図るため、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備を行っています。

令和7年度に工事着手している事業

(令和7年4月現在)

【江戸川清掃工場建替事業】 ※建替後の施設規模:600トン/日(300トン/日・炉×2基)
令和2年度～令和9年度に解体・建設を一体の事業として工事

【北清掃工場建替事業】 ※建替後の施設規模:600トン/日(300トン/日・炉×2基)
令和4年度～令和11年度に解体・建設を一体の事業として工事

【中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業】 ※整備後の施設規模:420トン/6時間(210トン/6時間×2系統)
令和5年度～令和9年度に既存施設を稼働させながら、一部施設跡地等を解体・撤去し、新施設を建設する工事

【新江東清掃工場延命化事業】

令和7年度～令和10年度にプラント設備・建築設備等の延命化を図る工事

区民や地域との連携・交流

清掃工場見学会(申込み・問合せは電話で各工場へ)

個人見学会は、各工場、月1～2回程度実施しています。日程等は清掃一組ホームページに掲載しています。

団体見学(10人以上)は、随時、受け付けます。

清掃工場の紹介DVD鑑賞後、工場職員と一緒に工場内の見学ルートを巡ります(見学会の所要時間は1時間30分程度)。

個人・団体とも点検などで実施しない期間があります。



清掃工場見学会(渋谷清掃工場)



運営協議会(目黒清掃工場)

運営協議会・建替協議会

運営協議会は、地域住民代表、清掃工場所在区、清掃一組の三者を構成員として、清掃工場の操業について報告又は協議する場として設置されています。工場の操業状況や環境調査結果などが報告されます。

建替協議会も運営協議会と同様の三者を構成員としています。清掃工場建替工事を安全・円滑に進めるために、適時・適切な情報提供を行うとともに、関係住民等の意見・要望等を伺う場となっています。

地域イベント・環境フェア等



杉並清掃工場環境フェア



エコライフ・フェアMINATO2024
(港清掃工場)



江東区環境フェア
(新江東清掃工場)



CLEAN AUTHORITY OF TOKYO

発行年月 令和7年5月
編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合 総務部総務課
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号
TEL 03-6238-0613 FAX 03-6238-0620

印刷物登録

令和7年度第8号